

これからすることリスト

ご臨終より

主要な手続き（太字は期限のあるもの）

7日以内

- 死亡診断書の取得
葬儀社さんが代行してくれる場合もあること▼
- 死亡届の提出**
- 死体埋葬火葬許可書の取得

1か月以内

- 失業給付、教育訓練給付、高年齢雇用継続給付、育児休業給付など未支給失業等給付**

10～14日以内

- 年金の受給停止（注:厚生年金は10日以内）**
- 健康保険の資格喪失手続き**
- 介護保険の資格喪失手続き**
- 世帯主の変更届**
- 住民票抹消、除票の取得**
- 公共料金の名義変更、解約

3か月以内

- 遺言書の有無の調査、検認
- 相続人の調査
- 相続財産の調査
- 相続放棄、限定承認**
- 相続放棄、限定承認の期間伸長の申立て**

4か月以内

- 所得税の準確定申告**

10か月以内

- 遺産分割協議、遺産分割協議書作成
- 不動産の名義変更
- 預貯金、有価証券、各種財産の名義変更
- 相続税の申告**

おつかれさまです。もしも困ったことがあったら
相続遺言相談課無料相談ダイヤル

0120-73-4936 に、でんわしてくださいね。

